

第11期松戸市高齢者保健福祉計画及び
第10期松戸市介護保険事業計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 本実施要領の趣旨

松戸市高齢者保健福祉計画及び松戸市介護保険事業計画の策定にあたっては、市の総合計画や国の制度改正との整合性を図りつつ、本市の実情や特性にあった計画の策定が必要である。したがって、価格のみによる競争ではなく、当該事業に係る企画提案を求め、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の目的

松戸市高齢者保健福祉計画及び松戸市介護保険事業計画は、松戸市総合計画に盛り込まれている、保健・医療・福祉部門の計画の一つであり、高齢者施策全般に関わる計画として、いきいき安心プランまつどとして一体的に策定している。本計画は、3か年毎の策定を必要としており、今期計画が令和8年度末に終了するため、令和9年度から11年度までの3年間を計画期間とした第11期松戸市高齢者保健福祉計画及び第10期松戸市介護保険事業計画を策定するために必要な支援を行うことを目的とする。

3 業務概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 事業名称 | 第11期松戸市高齢者保健福祉計画及び第10期松戸市介護保険事業計画策定支援業務委託 |
| (2) 発注者 | 松戸市 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和9年3月31日 |
| (4) 履行場所 | 松戸市指定の場所 |
| (5) 業務内容 | 別紙「第11期松戸市高齢者保健福祉計画及び第10期松戸市介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」のとおり
※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、契約締結の交渉の中で変更する可能性がある。 |

4 提案限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

35,800,000 円

うち、令和7年度 19,800,000 円

令和8年度 16,000,000 円

※なお、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。また、これを超える金額での提案は認められないものとする。

5 事業スケジュール

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 7 年 3 月 26 日(水) |
| (2) 質問書の締切 | 令和 7 年 4 月 3 日(木) |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和 7 年 4 月 10 日(木) |
| (4) 参加申込書受付締切 | 令和 7 年 4 月 14 日(月) |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和 7 年 4 月 21 日(月) |
| (6) 提案書等の提出締切 | 令和 7 年 5 月 1 日(木) |
| (7) プレゼンテーション | 令和 7 年 5 月 16 日(金) |
| (8) 審査結果通知 | 令和 7 年 5 月 23 日(金) |

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

6 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年間を経過しない者又は本事業の開札日（見積り合わせの日）前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始の決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始の決定がされていない者
 - エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者
 - オ 事業協同組合等が参加申込をする場合であって、その組合等の構成員になっている者が単独で参加申込をすること。
 - カ 参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 本市において競争入札参加資格を有していること。
- (5) 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定の日までの間において、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準（昭和 62 年松戸市訓令甲第 1 号）による指名停止、松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 13 年 2 月 1 日施行）による指名除外及び松戸市入札参加有資格者実態調査実施要領（平成 27 年 7 月 1 日施行）に基づく入札参

加停止措置を受けていないこと。

- (6) 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (7) 直近 10 年間（平成 27～令和 6 年度）に地方公共団体が発注する高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定・見直しを受注し、業務完了した実績を有していること。
- (8) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規程を整備し、その実質的な運用が行われていること。

7 質問及び回答

(1) 受付期間

令和 7 年 3 月 26 日（水）～令和 7 年 4 月 3 日（木）

(2) 質問方法

所定の質問書（様式第 7 号）に必要事項を記入の上、事務局宛てに電子メールにて提出し、電子メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名）」とする。電子メールを送信後、事務局（047-366-7370）に電話にて送信確認をすること。なお、評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・評価委員等）についての受付は行わない。

Mail : mckaigo@city.matsudo.chiba.jp

(3) 回答

回答は、全ての質問を取りまとめた上で、令和 7 年 4 月 10 日（木）までに本市ホームページへ掲載する。ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で、大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時、本市ホームページへ回答を掲載する。

8 参加申し込み方法

(1) 提出書類

	提出書類名	提出上の注意
1	参加申込書（様式第 1 号）	
2	会社概要書（様式第 2 号）	事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。 （必要に応じてパンフレット等の添付でも可とする。）
3	参加資格確認書（様式第 3 号）	
4	事業実績書（様式第 4 号）	直近 10 年間の業務実績（6 参加資格（7）に該当する実績）について記載すること。

		※実績のわかる書類の写しを添付すること。
5	納税証明書（国税）	法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（発行後3ヵ月以内のもの）
6	納税証明書（法人市町村民税、固定資産税）	市内に事業所を有する場合のみ、直近2年分、発行3ヵ月以内のもの

※提出された書類は返却しない。

(2) 受付時間

午前8時30分～午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 受付場所

〒271-8588 松戸市根本 387-5 松戸市 福祉長寿部介護保険課

(4) 提出期限

令和7年4月14日（月）午後5時まで【必着】

(5) 提出方法

持参もしくは郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により事務局へ提出すること。

(6) 辞退表明

参加申込書の提出後に参加の辞退を表明する場合は、速やかに事務局へ連絡し、指示に従うこと。

(7) 参加申込の承認

参加申込の結果については、令和7年4月21日（月）にメールで通知する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

	書類名	提出上の注意
1	提案提出書（様式第5号）	
2	企画提案書（任意様式）	記載内容については、本実施要領9（2）を参照すること。
3	会社概要書（様式第2号）	事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。 ※参加申込提出時に提出したものと同一書類を提出すること。
4	参加資格確認書（様式第3号）	
5	事業実績書（様式第4号）	直近10年の業務実績（6 参加資格要件（7））に該当する実績について記載すること。 ※参加申込提出時に提出したものと同一書類を提

		出すること。ただし、参加申込提出時に提出した「過去の事業実績のわかる書類の写し」については、プレゼンテーションでの説明の有無に応じて添付を省略することができる。
6	事業執行体制（様式第6号）	事業の実施体制（事業責任者及び担当者の氏名等）について、配置を予定しているスタッフ全てを記載すること。
7	見積書（任意様式）	消費税を含む金額を記載するとともに内訳（人件費、直接経費、一般管理費等）について、各年度の積算根拠を詳細に記載すること。
8	履歴事項全部証明書	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後3ヵ月以内のもの）
9	印鑑証明書	発行後3ヵ月以内のもの
10	委任状（任意様式）	支店等を代理人とする場合

※提出された書類は返却しない。

(2) 企画提案書（任意様式）

ア 企画提案書の様式

- (ア) 企画提案書は縦置き横書きで、基本的にA4版両面印刷で左綴じとする。ただし、表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、スケジュール等、資料の作成上A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版の利用も可とする。
- (イ) 企画提案書は目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定めない。

イ 企画提案書の記載内容

別紙の仕様書をもとに、下記①～⑩の項目順に業務の進め方、手法等の技術的な提案について企画提案の趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく具体的に記載すること。

ただし、提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

- ① 事業執行体制の確保について
- ② 事業執行全体計画について（業務ごとに表形式で作成すること）
- ③ 市民・事業者等へのアンケート調査について
- ④ 人口の現状分析、高齢者人口等及び介護サービスの利用実績と見込量の推計について
- ⑤ 現状分析及び課題の整理

- ⑥ 政策動向の把握について
- ⑦ 計画骨子案の作成について
- ⑧ 計画素案の作成について
- ⑨ 松戸市介護保険運営協議会・庁内会議等の会議支援について
- ⑩ 報告書等をわかりやすく、読みやすくするための工夫について

(3) 提出期限

令和7年5月1日(木) 午後5時まで【必着】

※提出期間内であれば、再提出（差替え含む）は可能とする。

(4) 提出方法

ア 持参もしくは郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により事務局へ提出すること。

イ 正本【(1)提出書類の1～10を綴ったもの】を1部、副本を7部提出すること。

ウ 正本はA4版紙ファイルに綴りインデックスをつけ、ファイル表紙及び背表紙に事業者名を記載すること。

エ 電子データとして、PDFで作成したものを電子メールで提出すること。

10 事業者選考（プレゼンテーション）

(1) 実施日

令和7年5月16日（金）

※実施の詳細については、参加事業者に迫って連絡する。

(2) 実施場所

事務局が指定する場所

(3) 実施時間

1者につき、準備5分以内、プレゼンテーション25分以内、質疑応答15分程度とする。ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間等を短縮することがある。

(4) 実施内容

資料は、提出した企画提案書とし、企画提案書の記載順にプレゼンテーションを行うこと。やむをえず、企画提案書の変更、差し替え、追加資料の配布がある場合は、必ず事前に事務局と協議すること。プレゼンテーションの出席者は、1者について3名以内とすること。

(5) 会場設営

会場設営（スクリーン、プロジェクター、電源ケーブル設置を含む）については、事務局で行う。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。

11 選考方法

(1) 本プロポーザルについては、選考委員会が以下の項目を総合的に審査・評価し、業

務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

- ①組織（履行実績 等）
- ②担当者（実施体制・従事実績 等）
- ③提案内容（理解度・業務実施計画 等）
- ④費用

なお、各項目の点数配分等については、選考委員会において定める「第11期松戸市高齢者保健福祉計画及び第10期松戸市介護保険事業計画策定支援業務委託評価基準」に基づき、企画提案書、プレゼンテーション等の内容により審査する。

- (2) 選考の結果、審査点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に審査点の高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (3) 最も高い審査点の合計を獲得した提案者が複数ある場合は、評価表の重要度Aの項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い審査点を獲得した提案者を優先交渉権者として選考する。この場合においても提案者が複数となるときには、選考委員会の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を選考する。
- (4) 選考委員会の審査点の合計が全体の6割未満である場合は、優先交渉権者としては選考しないものとする。

12 選考結果の通知

- (1) 選考結果は、参加事業者に対し、参加申込書（様式第1号）に記載された担当者の電子メール宛てに令和7年5月23日（金）までに通知する。また、松戸市ホームページにも選考結果を公表する。
- (2) 選考結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

13 失格事項

- (1) この要領に定める手続以外の方法により本市の職員及び市関係者にプロポーザルに対する援助を求めた場合
- (2) 提出された見積額が、提案限度額を超過している場合
- (3) 提出方法及び提出期限に適合しない場合
- (4) 様式に適合しない場合や記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (5) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 要件に適合しない提案の場合

14 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

優先交渉権を与える順位の決定後、順位が最も高い事業者と契約締結の交渉を行う。なお、契約締結の交渉の結果、合意に至らなかった時は、次に順位が高い事業者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う事業者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

(3) 契約保証金

契約締結にあたっては、松戸市財務規則第 143 条第 1 項に従い、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、松戸市財務規則第 143 条第 3 項の規定に該当する場合は保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、各年度の業務完了後に支払うものとする。

(5) 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては、個人情報の保護に関する法律に従い、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

15 その他

(1) 事業者の応募がない場合又は優先交渉権者が決定しなかった場合は、再度公募を行うことがある。

(2) 本プロポーザルに要する経費及び提出に関する経費は、全て提案者が負担するものとする。

(3) 優先交渉権者と特定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、契約の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。

(4) 本プロポーザルにおいて提出された参加申込書等の書類は、松戸市情報公開条例（平成 13 年松戸市条例第 30 号）の規程に基づき、第三者に開示する可能性があるものとする。

16 事務局

担当部署 松戸市役所 福祉長寿部介護保険課総務企画班

担当者 須志原・渡辺・中村

Mail mckaigo@city.matsudo.chiba.jp

住所 〒271-8588 千葉県松戸市根本 387-5

電話 047-366-7370（直通）

FAX 047-366-1145